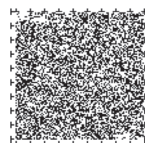




みんな ちがって みんないい!



※この2次元コードは
目の不自由な方のため
の「音声コード」です。



はじめに

すべての人は、生まれながら「人権」という人間らしく生きるための権利をもっています。一人ひとりが、人種・性別・宗教などに関係なく平等で、大切な存在なのです。しかし、いじめを受けたり、大人から心や体を傷つけられている子どもたちや、インターネットの書きこみで自殺をするまで追いこまれる人がいるなど、心ない差別やへん見によって苦しんでいる人たちが今もたくさんいます。

みなさんはこれから、家族や友達、先生のほかに、多くの人たちと出会います。そのなかには、自分とちがう個性の人もいるでしょう。差別はちがいを認めないことから始まりです。相手を理解し、かけがえのない人として大切にすることが、差別のない社会をつくる一歩になるのです。

この冊子は、人権のこと、相手を思いやる大切さを学んでもらうためにつくられました。また、人権を大切にすることが社会のためにできた法律も紹介しています。法律とは、日本に暮らすみなさんが守らなくてはならないルールのことです。この冊子で学んだことが、みなさんの心と生活を豊かにする手助けになることを願っています。

保護者の方へ

この冊子は、人権の大切さを学ぶことを目的に配布しています。現在も、多くの人権問題が様々な場所で存在します。本冊子が、ご家庭で人権について学び、考えていただくきっかけになることを願っています。

もくじ

■ はじめに	1
■ その発言だいじょうぶ？ ～女性の ^{はつげん} 人権 ^{じょせい じんけん} ～	3
■ 体 ^{たい} ばつは許 ^{ゆる} されません ～こどもの ^{じんけん} 人権 ^{じんけん} ～	5
■ 助け合 ^{たす あ} って生 ^い きていこう ～障 ^{しょう} がい者 ^{しゃ} の人権 ^{じんけん} ～	7
■ 生 ^う まれや出 ^{しゅっしん} 身 ^ち 地で差 ^さ 別 ^{べつ} しないで ～部 ^ぶ 落 ^{らく} 差 ^さ 別 ^{べつ} ～	9
■ 外国 ^{がいこくじん} 人と共 ^{とも} に生 ^い きる社 ^{しゃ} 会 ^{かい} を ～外国 ^{がいこくじん} 人 ^{じんけん} の人権 ^{じんけん} ～	11
■ 考 ^{かんが} えよう スマホのル ^る ール ～イン ^{いん} ター ^{たー} ネ ^ね ットと人 ^{じんけん} 権 ^{けん} ～	13
■ 性 ^{せい} のあ ^{かた} り方 ^{さまざま} は様 ^た 々 ^{よう} です ～多 ^{せい} 様 ^{じんけん} な性 ^{せい} と人 ^{じんけん} 権 ^{けん} ～	15
■ 相 ^{そう} 談 ^{だん} 先 ^{ささい} 一 ^{いち} 覧 ^{らん}	17

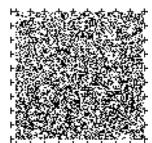
ほか わたし み まわ さまざま じんけんもんだい
 その他にも私たちの身の周りには様々な人権問題があります。

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 高^{こう}い^{しゃ}者^{じんけん}の人権 ・ HIV感^{かん}染^{せん}者^{しゃ}、ハン^{はん}セン^{せん}病^{びょう}か^かん者^{じゃ}、 新^{しん}型^{がた}コ^こロ^ろナ^なウ^うイ^いル^るス^す感^{かん}染^{せん}者^{しゃ}な^など^どの人^{じんけん}権^{けん} ・ 北^{きた}朝^{ちょう}鮮^{せん}に^{よる}ら^らち^ち問^{もん}題^{だい} ・ ハ^はラ^らス^すメ^めン^んト ・ ア^あイ^いヌ^ぬの^{ひと}人^{じんけん}々^々の人^{じんけん}権^{けん} | <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯^{はん}罪^{ざい}ひ^{がい}害^{しゃ}者^者や^かそ^{ぞく}の^{じんけん}家^家族^族の人^{じんけん}権^{けん} ・ 災^{さい}害^{がい}に^{とも}な^なう^う人^{じんけん}権^{けん}問^{もん}題^{だい} ・ 路^ろ上^{じょう}生^{せい}活^{かつ}者^{しゃ}の^{じんけん}人^人権^権 ・ 刑^{けい}を^お終^{しゅ}え^つて^{しよ}出^{ひと}所^所した^{した}人^人や^や そ^かの^{ぞく}家^家族^族の^{じんけん}人^人権^権 |
|---|--|
- など

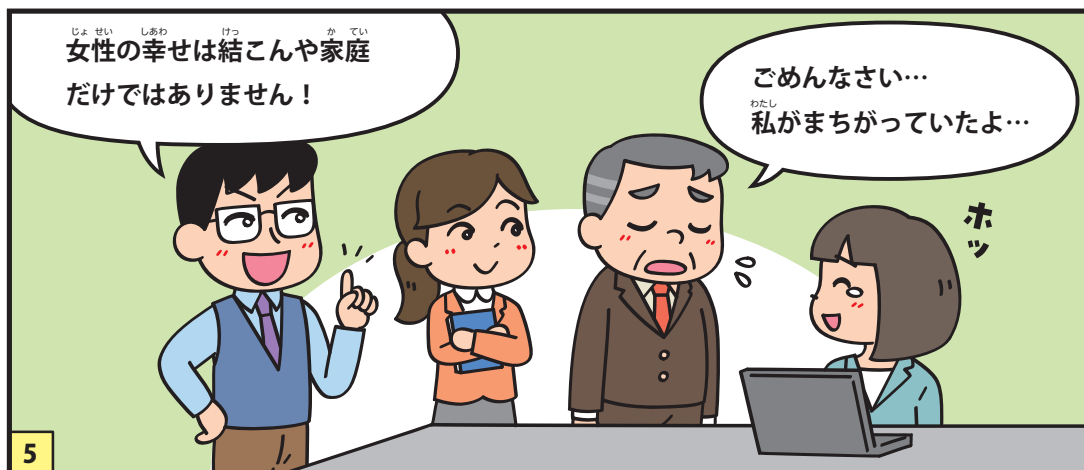


※人^{じんけん}権^権について、
 お^おた^たく^く大^{だい}田^た区^くの^{らん}ホ^ホー^ーム^ムペ^ペー^ージ^ジも^もご^ご覧^{らん}く^くだ^ださい^{さい}。

▲くわしくはコチラ



はつ げん その発言だいじょうぶ？ ～女性の人権～ じょ せい じん けん



じょ せい だん せい しや かい かつ
 女性も男性も社会で活やくするために
 あなたにできることは何なんですか？

0 男女が共に活やくする 社会を目指して

女性・男性の間にある課題

最近^{さい きん}は性別^{せい べつ}に関係^{かん けい}なく、将来^{しょうらい}の仕事^{し ごと}や自分^{じ ぶん}の生き方^{い かた}を自由^{じ ゆう}に選^{えら}べるようになってきています。しかし、男性^{だん せい}は仕事^{し ごと}、女性^{じょ せい}は家庭^{か てい}と性別^{せい べつ}によって役割^{やくわり}が決^きまってしまうたり、女性^{じょ せい}の方が男性^{だん せい}より仕事^{し ごと}でもらえるお金^{かね}が少^{すく}ないことがあるなどの問題^{もん だい}があります。

また、人権^{じん けん}問題^{もん だい}のひとつであるセクシュアル・ハラスメントなどは、ひ害^{がい}者に女性^{じょ せい}が多いといわれています。

今^{いま}も女性^{じょ せい}と男性^{だん せい}の間^{あいだ}にある解決^{かい けつ}すべき課題^{か だい}が^{おお}多くあるのです。

ひとり一人ひとりが自分らしく生きるために

性別^{せい べつ}に関係^{かん けい}なく誰^{だれ}もが自分^{じ ぶん}らしく活^{かつ}やくする社会^{しゃ かい}のため、大田区^{おお た く}では男女共同参画社会^{だん じょ きょうどう さん かく しゃ かい}を目指^{め ざ}して様々^{さま ざま}な取組^{と く}みが進^{すす}められています。

男女共同参画社会^{だん じょ きょうどう さん かく しゃ かい}とは、性別^{せい べつ}や年^{ねん}れいに関係^{かん けい}なく活^{かつ}やくできて、自分^{じ ぶん}らしい生活^{せい かつ}を送^{おく}ることができる社会^{しゃ かい}です。この社会^{しゃ かい}の実現^{じつ げん}に向けた取組^{と く}みは、女性^{じょ せい}が活^{かつ}やくできる場所^{ばしょ}を増^ふやすだけでなく、全^{すべ}ての^{ひと}人^{ひと}がその人^{ひと}らしく生^いきることに繋がります。

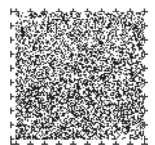
みなさんは、「女の子^{おんな こ}だから」、「男の子^{おとこ こ}だから」となんとなく決^きめつけて、自分^{じ ぶん}や友^{とも}達の^す好き^すなことなどを否^ひ定^{てい}していませんか。自分^{じ ぶん}や相手^{あいて}の個^こ性^{せい}を大切^{たい せつ}にして協^{きょう}力^{りよく}していきましょう。



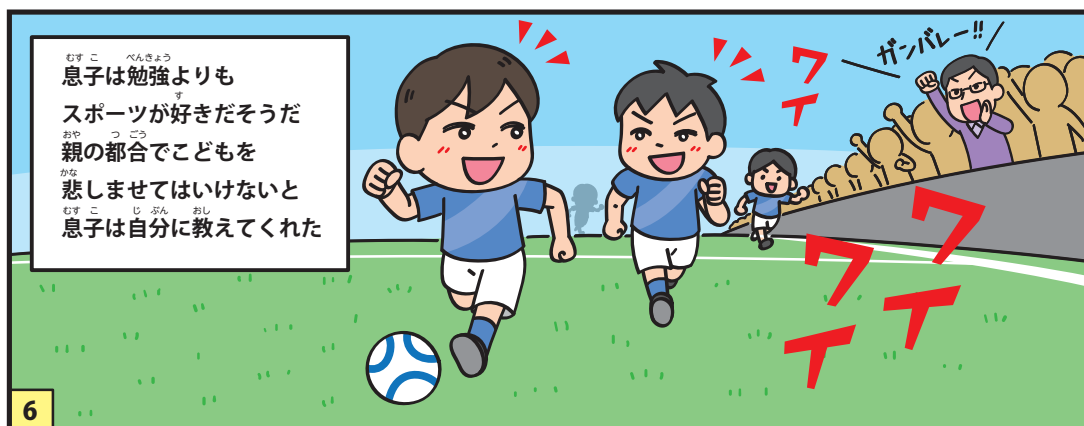
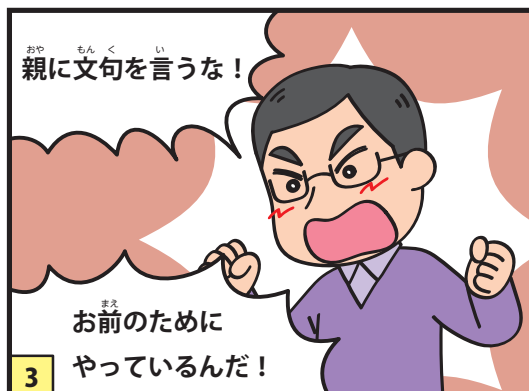
※大田区発行の

男女共同参画のための情報誌「パステル」もご覧ください。

▲くわしくはコチラ



たい ゆる じん けん
体ばつは許されません ～こどもの人権～



こどもが安心して暮らすための
権利について学んでみよう

こどもの声を 大切にする社会のために

こどもの権利を守るために

こどもであるみなさんは、未来を支える存在であり、大人と同じく幸せに生きる権利をもっています。

しかし今でも、学校でいじめられている、親や身近な大人からいやなことをされるなどで、夢や目標をもって生きることができないこどもがいます。この問題をなくすために、「いじめ防止対策推進法」や「児童虐待防止法（※）」などの法律がみなさんを守るための決まりを定めています。

※正式名称「児童虐待の防止等に関する法律」

困っていること・なやんでいることがあったら

友達や周りにいる大人からたたかれる、悪口をいわれるなどで困っていませんか。人権の相談窓口では、友達や家族、先生に相談できない困りごと・なやみごとを聞いてくれる人がいます。一人でなやまないで、どんなことでも相談してください。

○24時間子供SOSダイヤル ☎0120-0-78310

○LINE相談

アカウント名

「法務局LINEじんけん相談」

「親子のための相談LINE」

「相談ほっとLINE@東京」



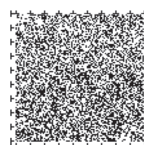
▲法務局LINE
じんけん相談



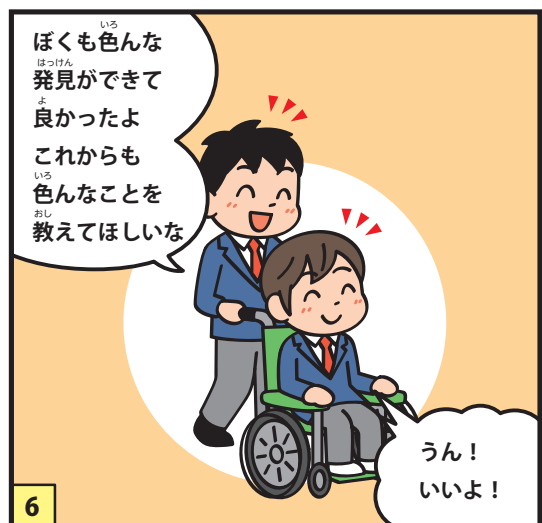
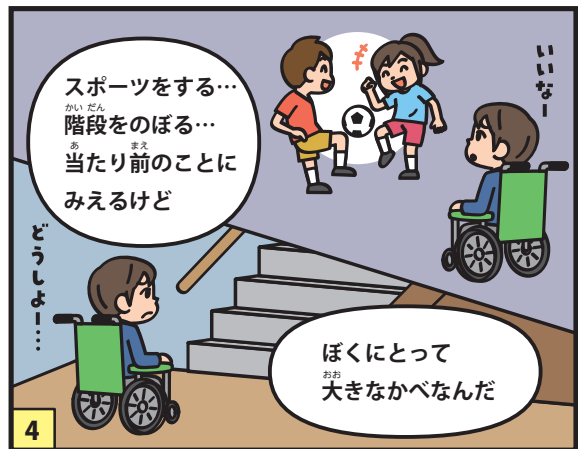
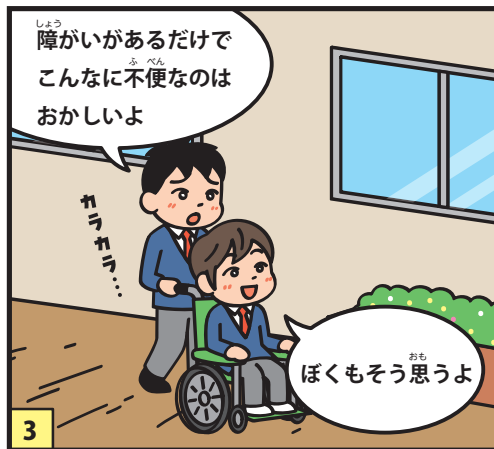
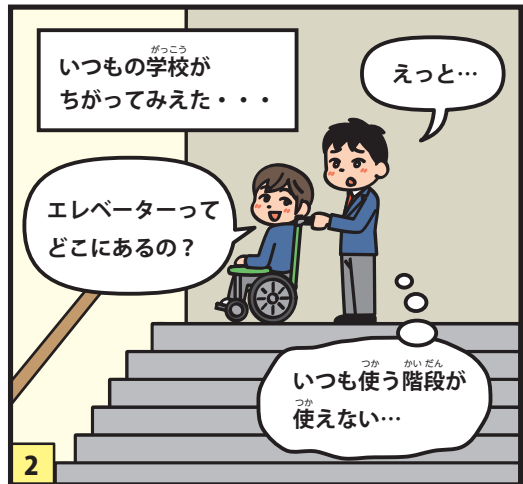
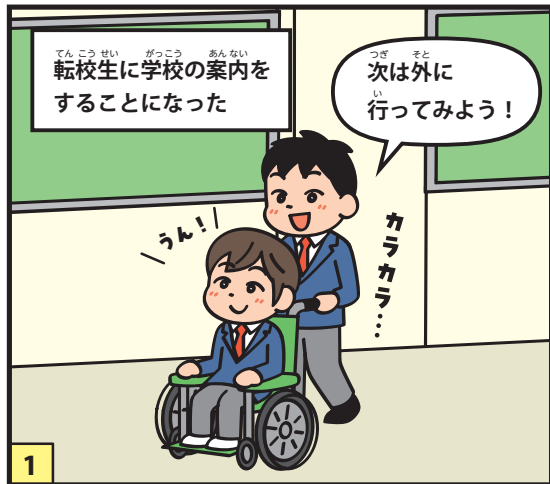
▲親子のための
相談LINE



▲相談ほっと
LINE@東京



助け合って生きていこう ～障がい者の人権～



しょう 障がいのある人 ひと とない人 が 共に ともに 生きて いたる ために
あなたに できることは なん ですか?

0 障^{しょう}がいのある人^{ひと}への バリアをなくしていこう

社^{しゃ}会^{かい}にたくさんあるバリア

みなさんは、障^{しょう}がいのある人^{ひと}たちにとって様^{さま}々^{ざま}なバリア（不自由^{ふじゆう}なこと）が社^{しゃ}会^{かい}にあることを知^しっていますか。私^{わたし}たちが暮^くらす社^{しゃ}会^{かい}は、障^{しょう}がいのない人^{ひと}にあ^あわせてつ^つくられてきました。そのため、多^{おほ}くの人^{ひと}にとってあ^あたり前^{まえ}のことが、障^{しょう}がいのある人^{ひと}にとってはバリアになる場^ば合^{あい}があるのです。

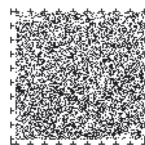
例^{たと}えば、お店^{みせ}の入り口^{ぐち}に段差^{だんさ}があるといった「物理^{ぶつり}的^{てき}なバリア」や、差別^{さべつ}やへん見^{けん}などの「心^{こころ}のバリア」があります。他^{ほか}にも、障^{しょう}がいを理^り由^{ゆう}に進^{しん}学^{がく}や仕^し事^{ごと}を断^{ことわ}られる「制^{せい}度^ど的^{てき}なバリア」、必要^{ひつよう}な情^{じょう}報^{ほう}が伝^{つた}わらない「文^{ぶん}化^か・情^{じょう}報^{ほう}面^{めん}のバリア」もあります。

障^{しょう}がいのある・ない人^{ひと}が過^すぎしやすい社^{しゃ}会^{かい}のために

障^{しょう}がいのある人^{ひと}が差別^{さべつ}されない社^{しゃ}会^{かい}にするには、障^{しょう}がいを知^しること、社^{しゃ}会^{かい}にあるバリアをなくすることが大切^{たいせつ}です。平^{へい}成^{せい}25（2013）年^{ねん}6月^{がつ}には「障^{しょう}害^{がい}者^{しゃ}差別^{さべつ}解^{かい}消^{しょう}法^{ほう}（※）」という法^{ほう}律^{りつ}がで^しました。法^{ほう}律^{りつ}では障^{しょう}がいのあ^ある人^{ひと}へ差別^{さべつ}をしな^しいこと、障^{しょう}がいのある人^{ひと}が手^て助^{だす}けを求^{もと}めているときに協^{きょう}力^{りき}をす^すること（合^{ごう}理^り的^{てき}配^{はい}りよ）を定^{さだ}めています。

も^{もし}し障^{しょう}がいのある人^{ひと}が困^{こま}っていたら、自^じ分^{ぶん}にで^できることを考^{かんが}え、行^{こう}動^{どう}し^してみま^みしょう。そ^それは相^{あい}手^てを助^{たす}けるだけ^{だけ}でなく、み^みなさん^{さん}がた^たくさん^{さん}の人^{ひと}と関^{かん}わ^わってい^いくた^ための大^{たい}切^{せつ}な経^{けい}験^{けん}になるはず^{はず}です。

※正式^{せいしきめい}名^{めい}称^{しょう}「障^{しょう}害^{がい}を理^り由^{ゆう}とす^する差別^{さべつ}の解^{かい}消^{しょう}の推^{すい}進^{しん}に關^{かん}する法^{ほう}律^{りつ}」



う しゅっしん ち さ べつ ぶ らく さ べつ
生まれや出身地で差別しないで ～部落差別～



ぶ らく さ べつ しや かい
部落差別のない社会のために
あなたにできることは何ですか？

04 部落差別を 知っていますか？

部落差別は許されない

部落差別（同和問題）は日本の歴史のなかでつくられた身分差別と、社会のなかでつくられた差別問題です。被差別部落の人たちは生活用品に必要な皮革をつくったり、地域の安全を守る仕事などで社会を支えていたにもかかわらず、住む場所や仕事、結こんなどで厳しく制限を受けていました。被差別部落出身の人たちに対するこのような差別は今も様々ななかたちであらわれています。

「部落差別は許されない」という考えのもと、部落差別のない社会をつくるために平成28（2016）年12月に「部落差別解消推進法（※）」という法律ができました。

※正式名称「部落差別の解消の推進に関する法律」

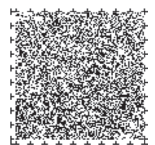
インターネットによる新たな部落差別が起きています

大田区では区民が部落差別発言をしたり、されたりするなどの差別が起きています。また、行政書士が戸籍を不正に取得する事件も起きています。大田区以外でも結こんや就職時に住所や家族などについて調べられたり、インターネットの動画などで地名を公開されるという差別が起きています。特にインターネットでは簡単に情報を広げることができるため、まちがった情報が流されることで新たな部落差別が起きています。

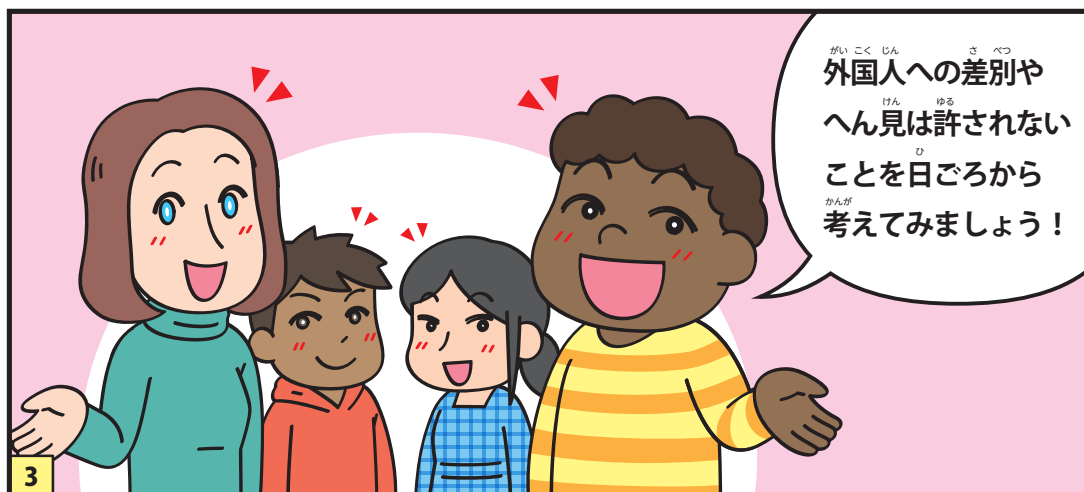
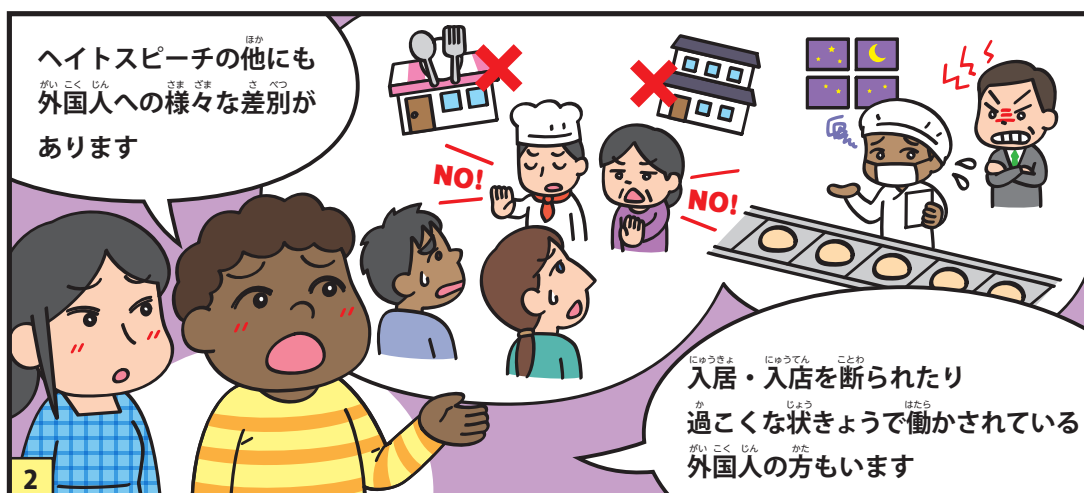
部落差別をなくすためには一人ひとりが問題を正しく理解し、差別をしない、見逃さない、気づいたら声を上げて行動することが大切です。



▲くわしくはコチラ



がい こく じん と も い しゃ かい がい こく じん じん けん
外国人と共に生きる社会を ～外国人の人権～



くに ち いき じん ぞく さ べつ
国や地域、民族などの差別をなくすために
あなたにできることは何ですか？

外国人と日本人が 共に暮らす社会を目指して

大田区に来る・住む外国人を知ろう

東京国際（羽田）空港のある大田区は、観光や仕事をするために多くの外国人が来る空の玄関口でもあります。また、大田区に暮らす約75万人のうち、約3万6千人が外国人です（※）。中国や韓国、フィリピンなど、様々な国から日本で暮らすためにやって来ています。

みなさんは外国人が日本で暮らすときの困りごとを知っていますか。例えば、アパートなどの入居・飲食店の入店を断られる、日本人よりも安いお金で働かされるといった差別が起きています。また、言葉や文化などのちがいを理由に、周りの人から理解されないという困りごともあります。

※令和8（2026）年9月1日現在

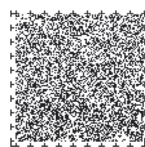
ヘイトスピーチとは？

外国人への差別のなかで、ヘイトスピーチといわれる、外国から来ている人やその家族であることだけを理由に、日本から追い出そうとする差別的な言葉などが問題になっています。ヘイトスピーチをなくすため、平成28（2016）年5月には「ヘイトスピーチ解消法（※）」という法律ができました。

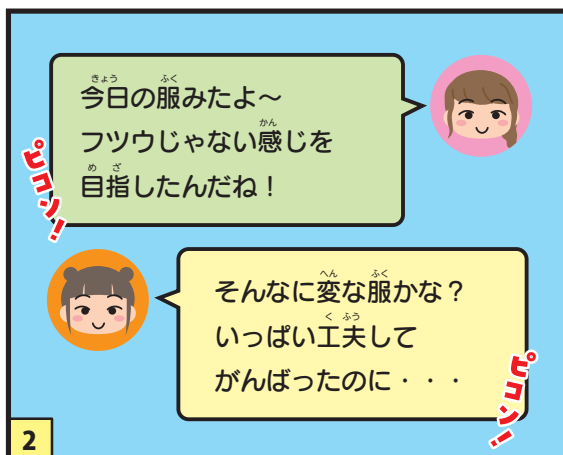
世界には、それぞれの言葉や文化をもつ国・地域や民族があります。そして、住む場所や使う言葉などに関係なく、全ての人はかけがえのない一人の人間として生きる権利をもっています。みなさんも、外国人であることを理由に仲間外れにはせず、おたがいのちがいを理解する心を大切にしてください。

※正式名称「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた

とくみ すいしん かん ほうりつ
取組の推進に関する法律」



かんが じん けん
考えよう スマホのルール ～インターネットと人権～



インターネットを正しく使うために
あなたにできることは何ですか?

06 インターネットを ただ つか 正しく使おう！

インターネットをまちがって使うとどうなるの？

インターネットは、みなさんが便利な生活をするために必要なものです。しかし、インターネット上で*いじめ*や、*悪口*を書きこまれたことで*自殺*に追いこまれる事件が起きています。また、SNSで知り合った相手からいやなことをされる、お金のトラブルもあります。インターネットは使いつかたをまちがえると、気づかないうちに「*加害者*（傷つける人）」や「*ひ害者*（傷つく人）」になってしまうのです。

インターネットを使うときに守ってほしいこと

インターネットは多くの人が使っています。悪気がある・ないに関係なく、他の人が傷つくような言葉や写真などを発信することをしてはいけません。インターネットを使うときは、相手を傷つけたり、名前や住んでいる場所などが分かるような内容になっていないかチェックしましょう。

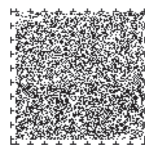
また、名前やメールアドレスを勝手に使われていやがらせをされる、SNSで知り合った相手に下着姿やはだかの写真を送ってほしいといわれるなどの事件も起きています。おかしいな、こわいなと思うことがあれば、*保護者*や先生、専門の窓口（→P18「インターネットのトラブル」）に相談してください。

○東京都人権プラザ「インターネットにおける人権侵害」に関するSNS（LINE）相談

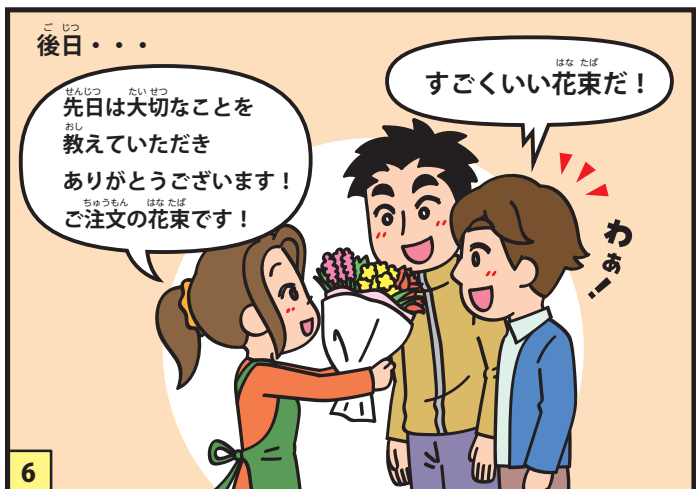
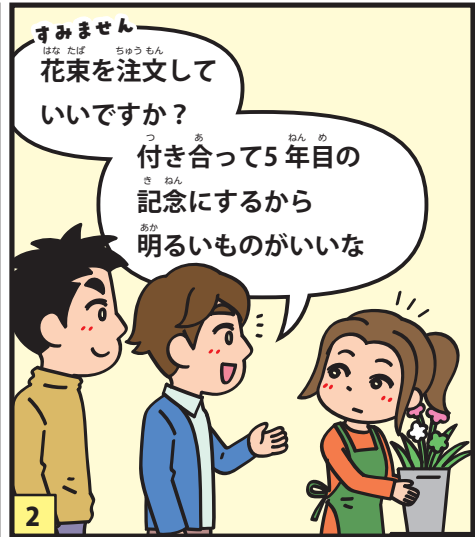
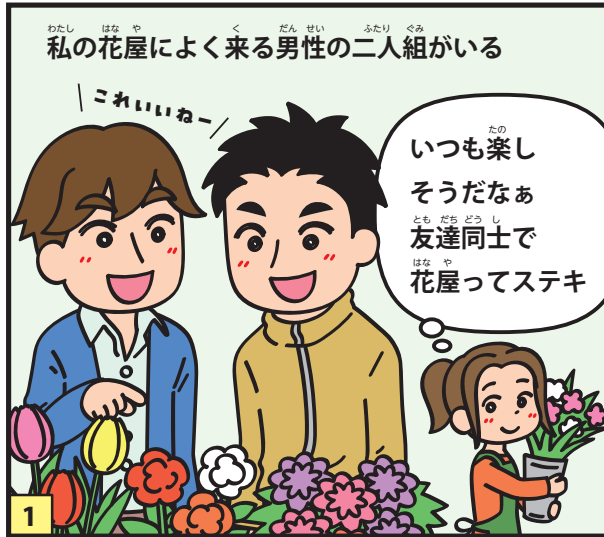
アカウント名：「インターネットにおける人権侵害相談@東京」



▲インターネットにおける
人権侵害相談@東京



せい 性 の あり 方 は 様 々 で す ～ 多 様 な 性 と 人 権 ～



多 様 な 性 の あり 方 を 大 切 に す る た め に
あ な た に で き る こ と は 何 で す か ？

07 多様な性のあり方を大切にしよう

性は様々な組み合わせでつくられます

好きなものや得意なこと、着ている服、「わたし」などの自分を指す言葉、様々なものが合わさってみなさんの個性はできています。そして、性も生まれもった体だけではなく、心の性（自分が感じている性）、好きになる性（異性、同性、その他）、表現する性（着る服や言葉づかい）が組み合わせあって形づくられます。女性・男性だけでなく、性は多様にあるのです。

しかし、体や心の性がちがうことになやんでいる、好きになる相手や理由にいじめを受けるといった、性のあり方を理解されないこと、差別やへん見を受けることに苦しんでいる人がいます。また、性のあり方を勝手に他の人へ伝えられてしまう問題も起きています。

多様な性を大切にすると社会を目指して

令和5（2023）年6月には「LGBT理解増進法（※）」という法律が定められ、多様な性のあり方を大切にすると取り組みが進んでいます。

性について知る・学ぶ、差別や決めつけをしないなど、性のあり方でなやむ人を助けるためにみなさんができることがあります。性のことで差別をされない社会にするためには、たくさんの方が性は多様にあることを知り、なやんでいる人を思いやる心をもつことが大切です。

※正式名称「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」



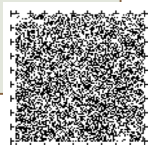
▲くわしくはコチラ

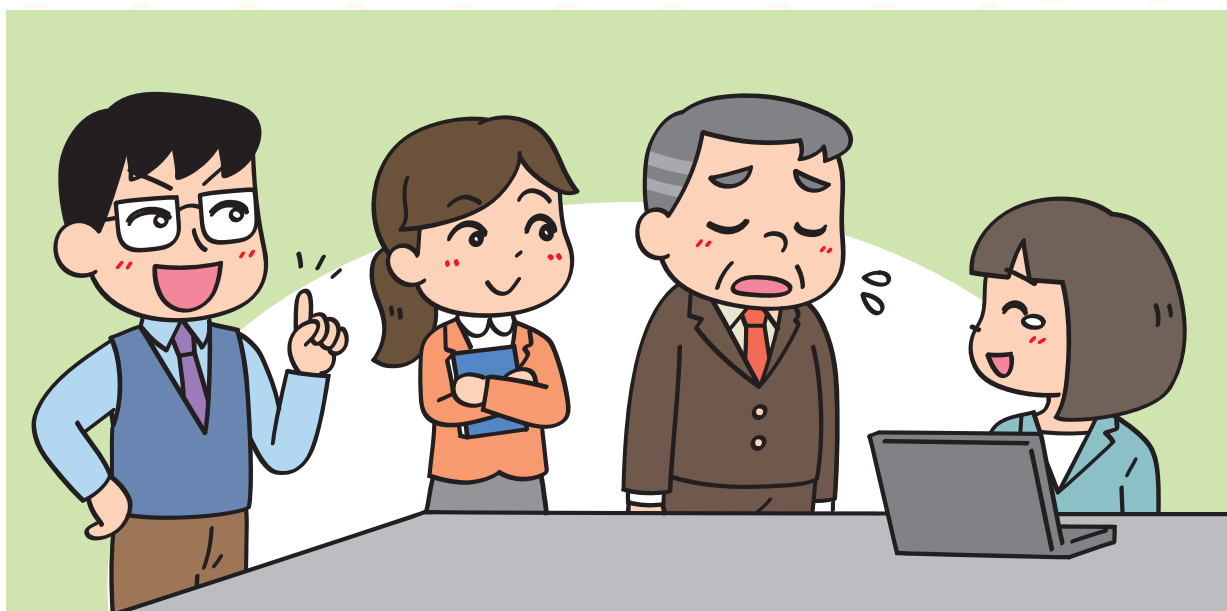
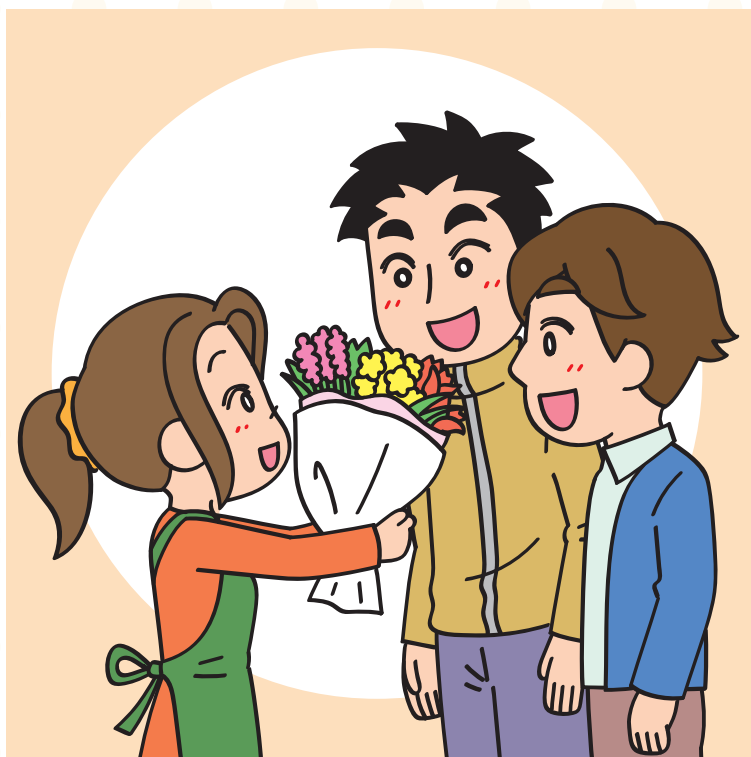


相談先一覧

相談内容	相談先	電話・FAX
人権に 関すること	東京法務局「みんなの人権110番」	☎0570-003-110
	東京都人権プラザ一般相談	☎03-6722-0124～5
こどものこと	東京都大田児童相談所 (月～金・午前9時～午後5時)	☎03-5763-5364 FAX 03-5763-5532
	児童相談所虐待対応ダイヤル (24時間受付)	☎189
	東京法務局「こどもの人権110番」	☎0120-007-110
	東京都教育相談センター ● いじめ相談ホットライン (24時間受付)	☎0120-53-8288
	おおたこども家庭センター (月～金・午前8時30分～午後6時)	☎03-5753-7830
	おおた児童虐待対応ダイヤル (月～金・午前8時30分～午後5時45分)	☎#9924 03-5753-9924
	キッズな大森 キッズな洗足池 キッズな蒲田 キッズな六郷 (月～土・午前10時～午後6時)	☎03-6450-0011 (大森) ☎03-5754-7830 (洗足池) ☎03-5714-1152 (蒲田) ☎03-6715-7830 (六郷)
	教育センター子ども電話相談	☎03-5748-1203
女性相談・男性相談 に 関すること	女性のためのたんぼば相談	☎03-3766-6581
	DV相談ダイヤル	☎03-6423-0502
	男性相談ダイヤル	☎03-6404-6020
	東京ウィメンズプラザ「男性のための悩み相談」	☎03-3400-5313
障がい者のこと	さぽーとびあ (障がい者総合サポートセンター) ● 相談支援部門 ● 大田区障害者虐待防止センター	☎03-5728-9433 FAX 03-5728-9437 ☎03-6303-8819 FAX 03-5728-9437
	大森地域福祉課	☎03-5764-0657 FAX 03-5764-0659
	調布地域福祉課	☎03-3726-2181 FAX 03-3726-5070
	蒲田地域福祉課	☎03-5713-1504 FAX 03-5713-1509
	糎谷・羽田地域福祉課	☎03-3743-4281 FAX 03-6423-8838
	障害福祉課	☎03-5744-1700 FAX 03-5744-1592
	東京都立中部総合精神保健福祉センター	☎03-3302-7711

そうだんないよう 相談内容	そうだんさき 相談先	でんわ 電話・FAX
がいこくじん 外国人のこと	こくさい と し きょうかい た げん ご そうだんまどぐち 国際都市おおた協会多言語相談窓口	☎03-6424-4924 FAX 03-6424-4926
	とうきょうほう む きょく がいこく ご じんけんそうだん 東京法務局「外国人権相談ダイヤル」 (英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語及びタイ語)	☎0570-090911
ぶらくさべつ どうわもん 部落差別（同和問題）のこと	じんけん だんじょびょうどうすいしん か 人権・男女平等推進課	☎03-5744-1148 FAX 03-5744-1556
	とうきょう と どうわ もんだい かん せんもんそうだん 東京都同和問題に関する専門相談	☎03-6240-6035
インターネットの トラブル	とうきょう と じんけん 東京都人権プラザ「インターネットに おける人権侵害」に関する法律相談	☎03-6722-0126
	けい し ちょう はんざい かん そうだんまどぐち 警視庁サイバー犯罪に関する相談窓口	☎03-5805-1731
	ネット・スマホのなやみを解決「こたエール」	☎0120-1-78302
せい の あり 方 にかん 性のある方に関すること	Tokyo LGBT相談 せんもんでん わ そうだん 専門電話相談	☎03-6742-3471
こう しゃ 高年齢者のこと	おおもり ちいきふくし か 大森地域福祉課	☎03-5764-0658 FAX 03-5764-0659
	ちょうふ ちいきふくし か 調布地域福祉課	☎03-3726-6031 FAX 03-3726-5070
	かまた ちいきふくし か 蒲田地域福祉課	☎03-5713-1508 FAX 03-5713-1509
	こうじや はねだ ちいきふくし か 荏谷・羽田地域福祉課	☎03-3741-6525 FAX 03-6423-8838
	こうれいふくし か 高齢福祉課	☎03-5744-1250 FAX 03-5744-1522
ひとびと アイヌの人々のこと	こうざい じんけんきょういくけいはつすいしん (公財) 人権教育啓発推進センター 「アイヌの方々のための相談専用フリーダイヤル」	☎0120-771-208
エイズのこと	とうきょう と でん わ そうだん 東京都HIV/エイズ電話相談	☎03-3227-3335
はんざい がいしゃ 犯罪被害者のこと	こうしゃ ひ がいしゃ し えん と みん (公社) 被害者支援都民センター	☎03-3222-9050
	けい し ちょうはんざい ひ がいしゃ 警視庁犯罪被害者ホットライン	☎03-3597-7830
せいはんざい せい りょく 性犯罪・性暴力のこと	とうきょう と せいはんざい せいりょく 東京都性犯罪・性暴力 被害者ワンストップ支援センター 「子供・保護者専用被害相談ホット ライン」(24時間365日受付)	☎0120-333-891 (都内発信) ☎03-6811-0850 (都外発信)
	けい し ちょうせいはんざい ひ がいそうだんでん わ 警視庁性犯罪被害相談電話 (24時間受付)	たんしゅく ばんごう 短縮ダイヤル番号 ☎#8103
ひとり 一人で なやんでいる人	とうきょう と じ さつそうだん 東京都自殺相談ダイヤル ～こころといのちのほっとライン～	☎0570-087478





「みんなちがって みんないい」

おお た く そう む ぶ じん けん だん じょ びょう どう すい しん か
大田区総務部人権・男女平等推進課

とうぎょうと おお た く かまた
〒144-8621 東京都大田区蒲田5-13-14

でん わ
電話 03(5744)1148 FAX 03(5744)1556

れい わ ねん がつ はっこう
令和8(2026)年10月発行



© 大田区